

とすることなし、これは別にいはれあることにて、常の例にあらず、其上今之武家の如く、全く父子の義に従ふはまれなり、故に多くは猶子と稱せしなり、當世公家にて、猶子といふも、と他姓の人を養はぬならひなれば、世數代數ともにかぞへらるゝ也、今の公家衆には、武家の例にならにて古法、武家にては、頼朝將軍以來、大名諸家すべて所領を表にして、官位にはさまでかゝはらぬ定なる故に、家督を専一とす、その故は、無官位にても、所領を傳領せる人は、幕府の所役に従ふ定なれば也、畠山重忠、梶原景時などはさるべき大名なれど、一生涯無官位なるに、其子は父の在なれど、兵衛尉になれり、これにて官位にはさまでかゝはらぬを見るべし、柳間衆は無官位にても、菊間衆の下に居らず、又萬石以上三千石以上五百石以上などいひて、家と祿となむれとし、官位は其次になさるゝこと也、畢竟分限によりて、武役を勤むることなれば也、されば血統の世數にはかかるべく、家督の代數をかぞふるを、武家の通例とすべし、こと更今之世には、血統ならぬ他姓の人をも養子として、家督を譲ること常のならひなれば、世數はかぞへられぬことなり、強而世數をかぞへんとすれば、代數は養家により、世數は實家によりてかぞへざればならざる也、さらば代數世數をかぞへたりとも、かけ合ざる事にて、無用なるうへに、さる作法は決してあるまじき也、この故に、世數をすて、代數によるを武家の通例なるべしとは思ひよれるなり、官位にはよらで、家督をむねとすることを、よくく味はふべし、平治物語に、義經を清和天皇十代の苗裔、六孫王より八代とかかるも、曾祖父義忠は家督を繼ざりし故に除けるにやと思はる。

## 〔代數考〕幾代の孫といへるに己をば除くや除かざるやの事

信名曰、諸書の記せる所兩様にして決し難きに似たりといへども、近代はすべて己を加へてかぞふるを通例とせり、もと兩様になれるることは、幾代の孫、幾代の後胤とかける、之孫、之後胤といふ文字を重く見たると、軽く見たるとのたがひと見えたる、重く見たる方は、幾代を経たる孫といふ意にとりて、己を除き、軽く見たる方は、幾代めの孫といふ意にて、己を加へたるなるべし、但